平成２３年（フ）第１１２号
福島県会津若松市石堂町７番69号
債務者　田口　厚志
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５８２号
埼玉県春日部市大枝89番地武里団地３街区３棟408号、旧住所埼玉県越谷市大字平方1346番地23
債務者　多田　嘉男
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
新潟県村上市里本庄195番地
債務者　中山　一美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１４４号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮潟4079番地１
債務者　森田　直美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１４７号
新潟県村上市松喜和2188番地13
債務者　管原　春美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３２号
岡山県津山市野介代1525番地
債務者　山根　美佳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１４３号
岡山県津山市池ケ原1079番地３
債務者　和田　美幸
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午前11時
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１４６号
岡山県津山市山北69番地
債務者　竹久　竜二
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２６７６号
横浜市鶴見区岸谷１丁目25番20―203号
債務者　筒井　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８１６号
神奈川県大和市代官１丁目９番地５　サンケン12―101号
債務者　長島　　貢
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４４号
岡山県倉敷市児島田の口６丁目２番38号、旧住所愛媛県新居浜市南小松原町１番34号
債務者　岩﨑　治朗
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８７号
岡山市中区関445番地３　ベルブランシュ関205号
債務者　岡井　和子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４８号
岡山市中区倉益96番地
債務者　髙木　明美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５号
北海道帯広市西24条南１丁目43番地23
債務者　中村雄一郎
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１１９９号
東京都八王子市南新町21番地シルクアベニュー208号
債務者　立石福太郎
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７７７号
横浜市港北区綱島西４丁目15番27号　綱島台ハイツＣ―202
債務者　向井　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部